仕様書

1 件名

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスで使用する一般ガスの供給について

2 需要場所

名 称 公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス

所在地 横浜市金沢区瀬戸22-2

- 3 仕様
- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款(需要場所で払い出 す託送供給)による。
- (3) 供給圧力 中圧
- (4) 対象メーター NSP100.0 (社番 152697889)
 - NSP 65.0 (社番 481697444)
 - NIP 6.0 (社番 152684033)
 - <u>NBP 4</u>.0 (社番 449503525)
 - NSP 65.0 (社番 152697439)
 - NSP100.0 (社番 172697820)
 - NBP 6.0 (社番 549503657)
 - NBP 6.0 (社番 439683608)
 - NSP160.0 (社番 571698322)
 - NSP 10.0 (社番 451693675)
 - NSP 16.0 (社番 609694001)
 - NSP 10.0 (社番 509693563)
 - NSP100.0 (社番 541697838)
 - NBP 6.0 (社番 439683613)
 - NIP 6.0 (社番 152684032)
 - NSP 65.0 (社番 154696723)
 - RMB 2 0 0.0 (社番 962968046)
 - NSP 40.0 (社番 152695529)
 - RMB100.0 (社番142859175)
 - RMB320.0 (社番 072859249)
 - NSP 65.0 (社番 571697304)
 - NBP 16.0 (社番 486504207)
 - NSP 40.0 (社番 609695740)
 - NSP 65.0 (社番 609696911)

4 予定ガス使用量

(1) 契約最大時間流量

 $365 \,\text{m}^3 / \,\text{h}$

※予定最大時間流量とは、契約期間を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

- (2) 契約期間ガス使用量
- $338, 252 \text{ m}^3$

※契約期間ガス使用量とは、契約で定める期間の予定月別使用量の合計量をいう。

(3) 契約期間引取量 <u>304,427 m³(契約期間ガス使用量の90%)</u> ※契約期間引取量とは、契約で定める期間の最低引取量をいう。

(4) 契約月別使用量

(単位: m³)

年 月	使用量合計 (中圧及び低圧)
令和2年 1月	28,681
令和2年 2月	30, 343
令和2年 3月	20, 180
令和2年 4月	20, 339
令和2年 5月	13, 286
令和2年 6月	11, 377
令和2年 7月	20,619
令和2年 8月	40, 157
令和2年 9月	29, 394
令和2年10月	18, 550
令和2年11月	6, 609
令和2年12月	12, 535
令和3年 1月	30, 383
令和3年 2月	27, 588
令和3年 3月	28, 211
計	3 3 8, 2 5 2

5 供給期間

令和2年1月7日から令和3年3月31日まで

6 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより一般ガス導管事業者が負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

7 料金

- (1)料金は、公的機関の発表する貿易統計のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金はLNGトン当たり1,860円、LPGトンあたり1,860円の場合のものとする。
- (2) ガス料金は、一般ガス事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。 なお、調整単位料金の算定と料金適用月および原料価格算定月の関係は次のとおりと する。

N月を料金適用月とする調整単位料金は、(N-2) 月を原料価格算定月とするトン当たり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額にもとづき算定する。ただし、1 月を料金適用月とする調整単位料金は前年の1 1 月、また 2 月を料金適用月とする調整単位料金は前年の1 2 月を原料価格算定月とするトン当たり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額にもとづき算定する。